

花菱蒲ノ會會報

「評議員会」は本来の機能を果たせ

本年の評議員会の期日が迫ってきた。昨年の評議員会における役員改選以後に一層深刻となった混乱を早急に終結する機能は、この評議員会を置いて他にない。「神社本庁役員その他の機関に関する規程」(この規程は憲章と同時に決議された付属規定で、法人規則たる「庁規」に優先する規定である。)第十条では「神社本庁の議決機関は、評議員会とする」とさだめられてをり、この権限が充分に発揮されて、正常な議事運営のもとに、神社本庁役員(本来の宗教団体としての役員)の選任のあるべき姿が広く論議され、正常化へ向けた有効な結論が導きだされることを強く期待するものである。

参集される評議員諸兄には、我が国の根幹を支へてきた神社と社会のあり方を正しく継承するためにも、この問題の解決が不可避であることはご賢察なされてゐると存ずる。是非とも適正な議事運営の下に結論が導き出されるやう、ご協力をお願いしたい。

『月刊若木』五月号

「総長選任問題」に関する

Q & A」を読んで

憲章を尊重するフリをして

本質を隠す悪質な印象操作

『月刊若木』五月号に、小川弁護士の総長選任問題についての解説が、今度はQ & A形式で掲載されました。

解説といふものの、その論



令和5年
5月18日
第15号

ん。そのポイントを改めて解説したいと思ひます。

「Q & A」の苦しい論理展開

当然、神社本庁側も、一審判決が「神社本庁憲章」を無視したものであることについて、気づいてゐる筈です。

しかし立場、それを正面から表明するわけにいかないの、この「Q & A」では、

① 「憲章の精神規定としての重要性は全く否定してゐません」(三)

② 「憲章の中には、代表役員総長の選任に関して、役員会の意思に反してまで統理が決定権限を有することの根拠となる定めはない」(四)

③ 「裁判所の判断や神社本庁の主張が誤ったものであるといふ印象を与えるために、(荻原理事側は)あへて憲章を持ち出してゐるのは(略)」(五)
などと、苦しい主張をしています。

論旨に一貫性は乏しく、憲

章を徹底的に軽んじてゐます。

まづ①についてですが、憲章の制定にあたっては、その前文にもある通り、最終的に「精神的統合の紐帯として、基本的規範」を確立整備することが目指されたことから、神社本庁本来の組織機構に関する定めは、憲章の本体とは別にされました。この方針に基づき、「憲章」の付属規程として、「神社本庁役員その他の機関に関する規程」(以下、「役員規程」)が「憲章」と同時に定められました。しかし小川弁護士は、この附属規程の存在と重要性を、終始一貫、無視し続けてゐます。

この役員規程によつて、統合のための基本的規範である「憲章」が、役員や組織機構の上でも規範性を有することが担保され、庁規以下が準拠すべき「根本規程」としての役割を果たしてゐるのです。前号にも書きましたが、憲章を「精神規定」と表現してゐるのも、「心がけ」として大切に是するが、実効的拘束力は庁規に譲るのだと小川弁護士が根本的に誤った解釈してゐることを自白したものと

なっております。

次に②についてです。

小川弁護士が「ない」と断

言する、②の根拠は、役員規程の次の条文に明らかです。

第五条一項 役員は、役員会を組織し、**庁務の重要事案**について審議する。

第七条一項 役員及び監事は、評議員会で選任する。

二項 総長は、**役員会の議**を経て、**理事のうちから統**

理が指名する。

第十条一項 神社本庁の議決機関は、**評議員会**とする。

評議員会で選任され、**神社本庁を代表する統理**に対し、

役員会が何処にも根拠などの無い「意思」を表明して統理

に強要すること自体、**重大な規程違反**です。

さらに確認しておいてほしいのは、この総長を指名する

役員会は、宗教法人「**神社本庁**」の責任役員会ではなく、

本来の宗教団体である「**神社本庁**」の役員会であること

です。ここでまづ総長に指名されたものが、宗教法人の代表役員になるのです。

そして、その指名は、法人法第十八条五項にも「**宗教上の規約、規律、慣習及び伝統**

を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な

運営をはかり、」とあるので、

「**憲章**」や「**統理の指名**」が有効であることは「**法人法**」にも明らかなのです。

③については、芦原理事は憲章を「あへて」でなく、正

面から打ち出してゐるのであり、小川弁護士の主張こそ、

印象操作そのものです。

「**Q&A**」には、「**印象操作**」と「**脅し**」が満載

続いて「**Q&A**」の七以降では、記載内容の引用は煩雑

にもなるので割愛しますが、芦原理事の行為が奇抜な解釈

論を主張した悪質な行為であると

して批判する印象操作となっております。

統理様のもとで

神社界の真姿を顕現しよう

が)刑事罰に問はれる可能性)などと、ありもしない刑事罰を持ち出して責任を芦原理事に転嫁してゐます。

かうまでして神社本庁憲章を貶める目的は、何処にあるのでせうか。

また末尾では「裁判によつて正しい解釈を明らかにする

必要があり、解釈が確定した後に、それに基づき……決定

するのが正しい順序です」と述べてゐますが、**最高裁で受**

けた決定の責任も曖昧にして責任も取らずに、「**なほ在任**」

の項目にしがみついてゐるところこそ、いち早く正されるべきでせう。

最高裁の決定には従はず、地裁の判決には従へとする自己矛盾に気がつかない不合理な「**Q&A**」であることが明白です。

いま正すべき

神社本庁の変質

こんな御都合主義の自分勝手

の解釈を、「月刊若木」といふ公器を使って宣伝する昨

今の本庁の施策は、特定の集団によるファッショ的体制を

目標とする行動かと疑はせる

危機感を覚えさせます。

神社本庁が求めるものは、宗教法人(包括法人)としての

統制力の強化ではありません。全国神社は「**八百万**」の

神々に示される「**多様性**」のなかに、歴史的に連帯し統合

調和してきました。この調和の維持には、法律的強制力は

本来必要ありません。

統理に世俗的責任を負はせないための配慮として昭和五

十一年に庁規が改正され、代表役員が統理から総長に移り

ましたが、宗教団体の代表者が引き続き統理であることに

変はりはありません。

しかし今、「(後任者が決定するまでなほ在任)の条項を

使って在任を主張する)法人の代表役員の田中氏が、社

本庁の真の代表である統理の権威を脅かしてゐます。

この現実から目を逸らしてはなりません。

統理のもとで敬神尊皇の教

学を起こし、全国神社の興隆を図ることが、神社関係者の崇高なつとめです。神社本庁を正常化するために、評議員会がその役割を果たすことが求められるのです。